原判決中主文第一項を左のとおり変更する。 被控訴人は控訴人に対し金六千九百円を支払え。 その余の控訴竝に附帯控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は附帯控訴人の負担とす

る。

控訴竝に被附帯控訴人(以下単に控訴人と称す)代理人は、原判決中控訴人勝訴 の部分を除きその余を取消す、控訴人は被控訴人との間に労働契約による労務者としての権利を有することを確認する、被控訴人は控訴人に対し金五千百円及び昭和 三十三年九月以降控訴人を事実上復職させる日まで毎月末日限り金七千五百円を支 払え、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする、との判決を求め、附帯控 訴につき附帯控訴棄却の判決を求めた。被控訴人竝に附帯控訴人(以下単に被控訴 人と称す)代理人は控訴棄却の判決を求め、附帯控訴として、原判決中被控訴人敗 訴の部分を取消す、控訴人の請求を棄却する、訴訟費用は第一、二審とも控訴人の 負担とするとの判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張竝に証拠の提出、援用、認否は次に附加するほか原判 決事実摘示のとおりであるからここに右記載を引用する。

(控訴人の主張)

請求の趣旨第三項の賃金の支払を求める期間は、被控訴会社が控訴人を 事実上復職させる日までである。従つて本件口頭弁論終結の日の翌日から右復職ま での右請求部分は将来の給付を求めることとなるが、被控訴会社の控訴人に対する反感とこれまで賃金を支払わなかつた例からみて将来もその賃金を払わぬことは明らかであるうえ、控訴人は労働者として、若し賃金の支払を受けられないときは生 活上多大の支障を来すこととなるから、予めこれが支払を求めるものである。

控訴人が起訴された日は、昭和三十五年七月十九日であり、罪名は「暴

力行為等処罰に関する法律違反被告事件」である。

- (三) 控訴人と被控訴人間の労働契約における期間の定めは形式的で何ら合理的理由がない(仮に第一回目に締結した契約の期間の定めのみが試採用期間として 容認されるとしてもその後に締結した契約の期間の定めは合理的理由がない)。 も控訴人は仕事の臨時性とか、企業の繁簡による一時必要性のために雇傭されると ころの本来の意味での臨時雇傭契約の存在を否定するものではないが、本件の場合 におけるが如く仕事の面において本工と何等差別なく、一時的企業の必要性に基づ くものでもなく、労働契約の当初から長期雇用することを予定し、それに従つて契 約の更新が常態化され、臨時工という名の下に本工に比し不当な差別待遇をなし使 用者のため解雇権の制度を免れしめるものであるから、このような目的の下になさ れた期間の定めは社会的妥当性を欠き公序良俗に反し無効である。従つて本件労働契約は期間の定めなき契約といらべきである。
  - 後記被控訴人の主張(二)の事実を否認する。 (四)

(被控訴人の主張)

被控訴人が昭和三十五年七月二十五日になした解除の意思表示のうちに は期間満了後は控訴人とは契約を更新しない趣旨の意思表示を含むものである。

なお、被控訴人は民法所定の労務管理上已むことを得ない事由に該当す (=)るものとしてそれを含めて控訴人を解雇したものであつて、その事由は従来被控訴 人が述べてきた事由になるものである。

控訴人の右主張のうち(二)の事実を認める。

(証拠関係)

控訴代理人は新たに甲第十号証同第十一号証の一ないし四を提出し、当審におけ る証人A、同Bの各証言を援用し、後記乙号証のうち第五、第六号証の成立を認 め、その余の成立は不知と述べ、原審以来提出の甲第九号証の一ないし八は被控訴 会社備付の帳簿から写したものであると附演し被控訴代理人は新たに乙第五、第六 号証、同第七号証の一ないし四を提出し、前記甲号証のうち第十号証の成立は不知 その余の成立を認める、なお甲第九号証の一ないし八の成立は不知と述べたが、右 写の基となつたと称する帳簿の存在を否認すると改めると述べた。

当事者間に争いのない事実はこの点に関する原判決事実摘示(原判決書八枚裏四 行目から同九枚表四行目まで)をここに引用する。 当裁判所は被控訴人が控訴人に対してなした労働契約解除の意思表示は無効であ

ると判断するものであつて、その理由は原判決書理由中当該部分の記載(原判決書 九枚裏三行目から十一枚表二行目まで)を引用する。 なお被控訴人は民法第六百二十八条の已むことを得ない事由に基づき解除する旨

なお被控訴人は民法第六百二十八条の已むことを得ない事由に基づき解除する旨の意思表示を含むと主張し、その事由とは、控訴人が前記の如く長期欠勤し勤務成績不良の者であり、これを解雇することは会社の労務管理上已むことを得ないものであるとの趣旨の如くであるが、仮に右の如き解除の意思表示を含むと解するも、控訴人が勤務成績不良の者に当らないことは前段説示(原判決記載引用部分)のとおりであるから、同一事由を以て民法所定の已むことを得ない事由となすを得ないからこの点の控訴人の主張も採用の限りではない。

そこで本件雇傭契約が右期間満了により終了するものであるか否かを判断する前提として右雇傭契約の性質について考察する。

成立に争ない乙第一号証の一ないし三、同第二号証の二、第三号証の一ないし五 同第五、第六号証、甲第一、第二号証同第十一号証の一ないし四、原審における証 人Cの証言により成立を認むべき乙第二号証の一ないし六、原審並当審における証 人A、同B、原審における証人D、同Cの各証言及び原審における控訴人本人尋問 の結果を綜合すれば、次の事実が認められる。すなわち、

被控訴会社の在籍人員の推移をみるに、控訴人が入社した昭和三十四年当時、九 月三十日現在において常備従業員三千百九十二名に対し臨時従業員千二百六十-翌三十五年三月三十一日現在前者は三千五百四十九名に対し後者は千二百 五名、同年九月三十日現在前者は五千八十名と増加したのに対し後者は六百二十四 名と減少し、更に翌三十六年三月三十一日現在前者は五千三百十二名に対し後者は二百二十一名となり、前者に対する後者の比率が急激な減少を示していること。それは当時景気の上昇に伴い生産も急増し、その補充人員として採用した臨時従業員 のうちから試験を行い正規従業員に多数登用したことによること。しかし臨時従業 員としての身分はあくまでも正規従業員としての登用を前提とした一つの過程(試 用採用)ではなく、全く別の性格のものであることを会社、組合双方で確認してい たこと、従つて正規従業員には労働協約、就業規則が適用されているが臨時従業員 には労働協約の適用なく別個の臨時従業員就業規則(懲戒解雇等に関する規則がな い)が適用されていたこと、被控訴会社が臨時従業員を採用するに当つては、二箇月ないし六箇月の範囲内で雇傭期間を定め、特約として会社明示の諸規則に違背し た場合、不正の行為があつた場合若しくは勤務成績不良の場合は期間中でも即時解 雇されても異議がない旨明記した雇傭契約書(乙第一号証参照)を徴し、更に契約 を継続する場合にも右同様の書面を臨時従業員から交付を受けていたこと 件も正規従業員とは異なり簡単な面接試験のみ行われていたにすぎず、只その年度 内における作業計画に従いその必要に応じその都度採用されていたこと 後の作業内容は雑役的補助的作業ではなく主として常備従業員と共同して作業場において基幹的作業に従事していたものであることが認められ、前掲各証拠中右認定に反する部分はいずれも採用しない。

前記認定の事実関係によると、控訴人を含む臨時従業員は、その作業内容の面からみるも、またその雇傭理由の面からみるも、特定の期間臨時的な作業のため雇入れたいわゆる臨時工ではなく、景気ないし季節的変動に伴う生産需給計画に備えて通常従業員の労働力の不足を補填するため一定期間を限つて雇傭契約を締結した臨時従業員であると認めるのが相当である。

控訴人は、その雇傭期間の更新を重ねてきている事実を把えて、控訴人を含め臨時従業員はもともと長期雇傭を予定されていたものであり、期間の更新は形式的で何等の合理性がないと主張する。しかし一定の限度までは雇傭量を恒常化することができても、景気変動の波が安定していない経済界においてそれに備え雇傭量を調整することは企業の採算上止むを得ないことであり、そのために設けられた臨時従業員制度の存在を理由なしとするを得ない。従つてただ期間の定めある労働契約が反覆更新されたという外形的事実のみでそれが形式的であるとは断ぜられない。

また控訴人が指摘するとおり昭和三十五年後記から翌年度にかけて臨時従業員の 雇傭量が急減したことさきに示したとおりであり、そしてそれは組合の闘争がその 一因をなしていることも前顕証拠から窺われ得るがそのことの故に控訴人が主張す る如く、臨時工という名の下に実体は本工と差別待遇をする目的を持つ不合理な制 度であるとの組合並に世論に被控訴会社が屈服して、臨時従業員の殆どを正規従業 員に組替えた結果であると云うことはできない。そのことは、前示認定の臨時従業 員としての身分はあくまでも正規従業員としての登用を前提とした一つの過程では なく、全く別の性格のものであることを組合も確認しておる事実に徴し疑いのない ところである。

しるより、被控訴会社において臨時従業員制度に藉口して何等合理的理由なく形式上短期間を定めた労働契約を締結し、この契約を反覆することによつて労働者保護の目的たる労働法規の適用を免れようとする意図が存する場合は、控訴人主張の公序良俗に反し無効とするとの法的根拠を生ずる余地があるが、被控訴会社において臨時工の有期労働契約の脱法性を認むるに足る証拠のない本件にあつては、期間の定めある労働契約が反覆更新されることにより期間の定めなき労働契約に転換する理由を見出し難い。また控訴人が被控訴会社と雇傭契約の更新を重ねることにより当然に両者の間に契約を更新する旨の暗黙の合意が成立したものと断定することは困難であり、その他右合意の成立を肯認できる資料はない。

〈要旨〉そうだとすれば期間の定めある労働契約は期間の満了により終了するものと謂うべきところ、期間の定めあ〈/要旨〉る労働契約においても雇傭期間が反覆更新され被用者において期間満了後も使用者が雇傭を継続すべきものと期待することに合理性が認められる場合には、使用者が更新を拒絶することは実質上解雇と同視すべきであるからこのような場合には労働基準法第二十条の規定を類推適用して解雇の予告をするのが相当と解すべきである。

これを本件についてみるに、控訴人は昭和三十四年十一月被控訴会社に期間を二箇月とする臨時従業員として採用され、その後二箇月、更に四箇月と期間を定めて契約の更新を重ねたことは判示冒頭に示したとおりであり、原審における控訴人の供述によれば、期間満了後も雇傭関係を継続すべきことを期待し正規の従業員に切替えられることを念願していたことを認められるから、控訴人が右期間満了後も更に雇傭されるものと期待することに合理性がある場合に該当するものと謂うことができる。

ところで被控訴人は期間満了による雇傭関係の終了をも主張するものなるところ、さきに被控訴会社のした解除の意思表示は弁論の全趣旨により契約更新拒絶の意思表示を含むと解するを相当とすべく、右意思表示が有効であるためには少くとも三十日の予告期間の経過(予告手当の支給がないことは明白であるから)を要すべきである。

以上の事実によれば右解除の意思表示が控訴人に到達した昭和三十八年七月二十五日の翌日から起算して三十日後の同年八月二十四日の経過と共に控訴人と被控訴会社との雇傭契約が終了したものとみるべきである。従つて使用者たる被控訴会は控訴人に対し右予告期間中の賃金を支払うべきものであり、他方控訴人はその間右会社の責に帰すべき理由により労務の給付をすることができない場合に当るから、右期間中の賃金給付を受ける権利を失わない。而して一箇月の稼動日数は平均二十五日であり、前記七月二十六日以降一箇月少くとも二十三日間稼動し得たものとの控訴人の主張は、反対の事実の認むべき証拠なき限り相当であると推認でので被控訴会社は控訴人に対し右予告期間中の賃金として一日金三百円(日給の額は争いがない)の割合による二十三日分金六千九百円の支払をなすべき義務がある。

以上のとおりであるから原判決は被控訴人に対し賃金の支払額を変更した点を除きその余は相当で、本件控訴は右変更の限度において理由があるので民事訴訟法第三百八十六条により原判決の一部を変更しその余は失当として同法第三百八十四条によりこれを棄却し、本件附帯控訴は理由がないので同法条によりこれを棄却し、当審における訴訟費用につき控訴に要した部分は同法第九十五条、第九十二条但書を適用して控訴人の負担とし、附帯控訴に要した部分は同法第九十五条第八十九条を適用し主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 毛利野富治郎 裁判官 平賀健太 裁判官 加藤隆司)